

特集

進められる都市計画事業

このあいだのテレビ番組「私の秘密」にブラジル移民の父といわれる老人が、何十年ぶりに帰国して、出演して、何十年ぶりに見る祖国日本の印象を、アナウンサーからたずねられて、この老人が答えたものだ。何と東京は大きくなったことだろう。そして大きい

と同時に、何という無秩序ぶりだろう。東京がこんなに無計画にひろがったのでは、まづたく将来どうなることか心配だ。ブラジルではどんな小さな町でも、きちんとした計画的な町づくりが行われている。無計画さは日本人の欠点だが、良い生活をするには、まづ計画的な町づくりをすることだ……。」

この意見に、アナウンサーは、まことにごもつともとほきさがつた。この老人の言葉は、何も東京にかぎるまい。私達の日光にだつて、あてはまることだ。それでは日光は無計画にふくれあがつて

いるのか。さいわい日光の場合、都市計画事業が着々進められており、関係者の一致した協力でその実を結ぼうとしている。今号は、その進展しつつある、日光市都市計画事業について、さまざまな角度からとりあげて、この特集を、おおくりにすることにした。

都市計画事業の目的は

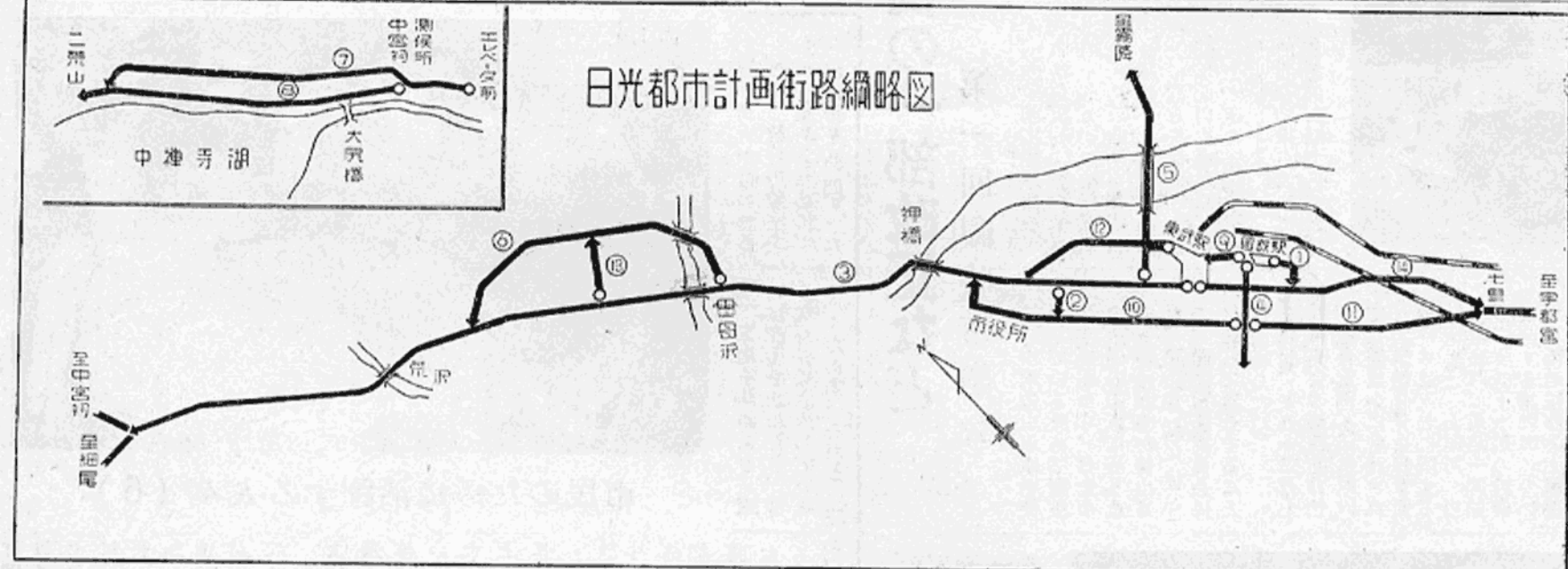
地域住民の恒久的福祉

都市計画とは、いつたいどんな目的のために行われるのだろうか。一言にすれば、その都市を計画的に発展させ、地域住民の恒久的福祉をはかることにあるが、交通、衛生、保安、経済など各種各様の生活手段とつながり、その効果は実に大きいものである。日光の都市計画は、昭和二十五年に建設省から認可されたもので、二級国道線(電車通り)以外に街路線と別表略図のよりに十四本作ることになっている。完了、一部着工、未着工などさまざまだが、新設決定をみた街路をさぐってみると、次のようなことになる。

新設決定の街路

一部はすでに着工

- ① 国鉄循環線(施行中) 相生町から東和町までの八十メートルが、市二十二メートルの道路になる。ただし、東和町の終点部分三十メートルは、市十八メートル。
- ② 日光教会線(八十%完了) 御幸町地区百メートル。市十八メートル。
- ③ 日光尾尾線(西参道地区一部着工) 松原町から上鉢石、花石、安良沢を通つて、清滝三丁目、細尾分校点までの七百メートルが市十六メートルになる。ただし松原町の起点地区千三百メートルは市十五メートル。あわせて東武日光駅前三千四百平方メートルの広場を整備する。
- ④ 国鉄広場線(施行中) 相生町地区内、二百七十メートル。なお国鉄日光駅前に三千平方メートルの広場を整備される。
- ⑤ 所野本線(五十%完了) 松原町から所野まで、五百十メートルが市十五メートルに、ただし
- ⑥ 大谷川橋梁部分百七十メートルは、市九メートルに。
- ⑦ 中学校前通り(未着工) 四軒町から久次良を通つて花石町までの千五百メートルが、市十一メートル。
- ⑧ 中宮祠本線(舗装を残りして完成) 中宮祠地区千四百二十メートルが市十二メートルに、ただし百八十メートルだけは市十五メートルとなる。
- ⑨ 中宮祠湖線(未着工) 中宮祠地区内、千五百十メートルが市十一メートルに。
- ⑩ 相生町から松原町への百八十五メートルが市十一メートルに。
- ⑪ 相生石線(一部着工) 相生町から下鉢石への千三百五十メートルが市十三メートルに。
- ⑫ 相生七里線(一部着工) 相生町から七里までの七百五十メートルが市十二メートルに。
- ⑬ 種荷町本線(未着工) 松原町から種荷町を通つて下鉢石までの千メートルが市八メートルに。



に、うち百メートルは市二十メートルとなる。久次良本線(未着工)花石町から久次良への千二百五十メートルが市八メートルに。

松原町から宝殿への千メートルが市八メートルに、ただし、四百五十メートルは市十メートルとなる。これらの街路が、都市計画によつて新設されるわけだが、街路新設工事を実施するには、その地区の土地整理事業とあわせて実施しなければならぬ。

昭和二十五年から昭和二十七年までの三年間には、松原町の一部と、相生町の一部、すなわち東武国鉄の両駅を連絡する道路(略図⑨)の新設にもなう、都市計画事業が施行され、立派な舗装道路が完成された。

その後、都市計画事業は、上水道有設工事をはじめたため、市の財政事情からも一時中断されたが、この数年間の観光客の急増と、四年後にオリンピックをひかえて、観光都市としての責務から街路の整備、つまり都市計画事業を早急に実施しなければならぬ実情となつた。

二月十二日(金)午前八時半から十一時五十分まで、神橋線の御幸町以南が停電する。ただし所野の一部及び山久保は除かれる。東電の語では下旬にも停電日があるかも知れないとのこと。

二月十一日は、日光市が旧小栗川村と合併し、市制を施行してから六周年の記念日に当たる。この間、市民各位の御協力で、ますます市勢の進展を見ていることは、まことによろこびにたえない。

広報板

一、応募資格者 ①日光市に六カ月以上居住するもの、又はその子弟(昭和三十五年三月三十一日現在) ②優秀な学生生徒であること ③高等学校又は大学に在学中のもの ④資金がなく修学が困難なもの ⑤奨学金に類する他の学資の給与を受けられないもの

二、申込方法 ①提出書類、奨学生願書、出身学校長又は在学学校長の推せん書及び成績証明書、健康診断書、戸籍謄本、世帯員の資産及び収入調書、日光市税の納税証明書

三、奨学金の額 高等学校に在学する者は月額二千五百円以内、大学に在学する者は月額四千円以内、奨学金の額は、毎年度予算の範囲内で、保護者又は本人の経済的事情、通学上の経費、その他を勘案して決定します。